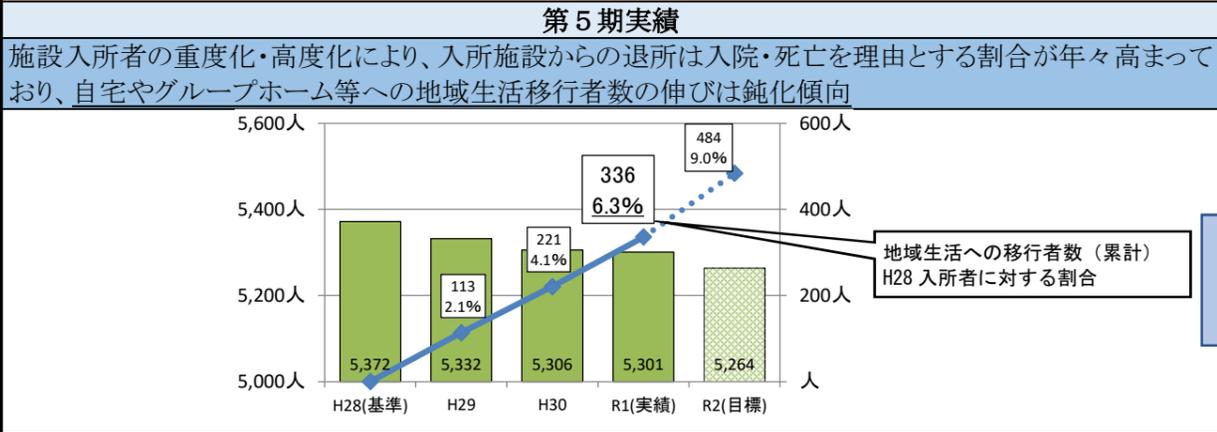


1 福祉施設の入所者の地域生活への移行



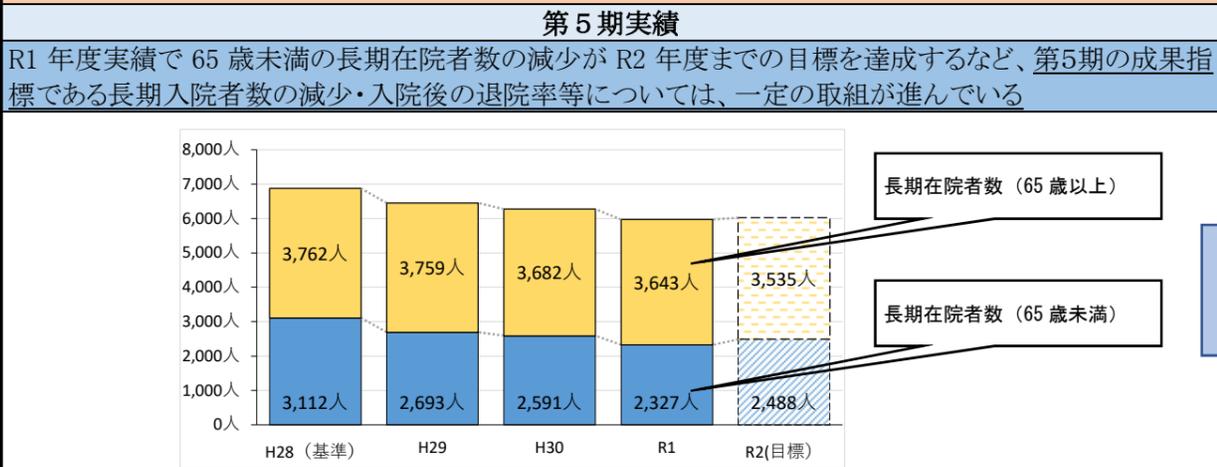
**第6期概要**

日中サービス支援型グループホーム等障害福祉サービスの機能強化や地域生活拠点の整備等、障害者の重度化・高齢化に対応するための取組も踏まえながら、地域移行者数について指標を設定

主な成果指標	目標	目標に対する考え方
障害者支援施設から地域生活への移行	312人 R1施設入所者の5.9% (R2~R5(4年累計))	第5期計画のR1年度末時点の対基準年度実績は6.3%だが、伸びが鈍化していることから、市町見込量の積上結果である5.9%とする。

主な活動指標	○訪問系サービスの利用者数、○生活介護の利用者数・利用日数、○自立訓練の利用者数・利用日数、○短期入所の利用者数・利用日数、○自立生活援助の利用者数
主な取組	○医療支援型グループホームの整備促進、○グループホーム入居者への家賃補助

2 精神障害者を地域全体で支える体制の構築



**第6期概要**

精神障害者の地域移行を一層推進するとともに、精神障害者を支える体制をさらに推進する観点から、それらを評価する指標として精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を新規成果指標として設定

主な成果指標	目標	目標に対する考え方
1年以上長期在院者数の減少	65歳以上	3,120人
	65歳未満	2,074人
退院後1年以内に地域における平均生活日数	316日	H30時点の上位10%の都道府県の水準を目指す

主な活動指標	○精神障害者の地域移行支援の利用者数、○精神障害者の地域定着支援の利用者数、○精神障害者の共同生活援助の利用者数、○精神障害者の自立生活援助の利用者数
主な取組	○【新】精神障害者地域移行促進人材(ピアサポーター)養成研修事業、○地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

**第5期実績**

R1年度実績で、12市町域が整備済み(整備率:29.3%、全国整備率:19.1%(H31.4.1時点))。全国の整備率は上回るものの、目標(全市町で整備)達成には至っていない

R1実績	整備済み市町	目標
12市町※	神戸、姫路、尼崎、西宮、洲本、芦屋、相生、赤穂、川西、南あわじ、淡路、佐用	41市町

※洲本市、南あわじ市、淡路市の淡路圏域3市については、圏域で1カ所の整備  
\*「地域生活支援拠点等」:障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと

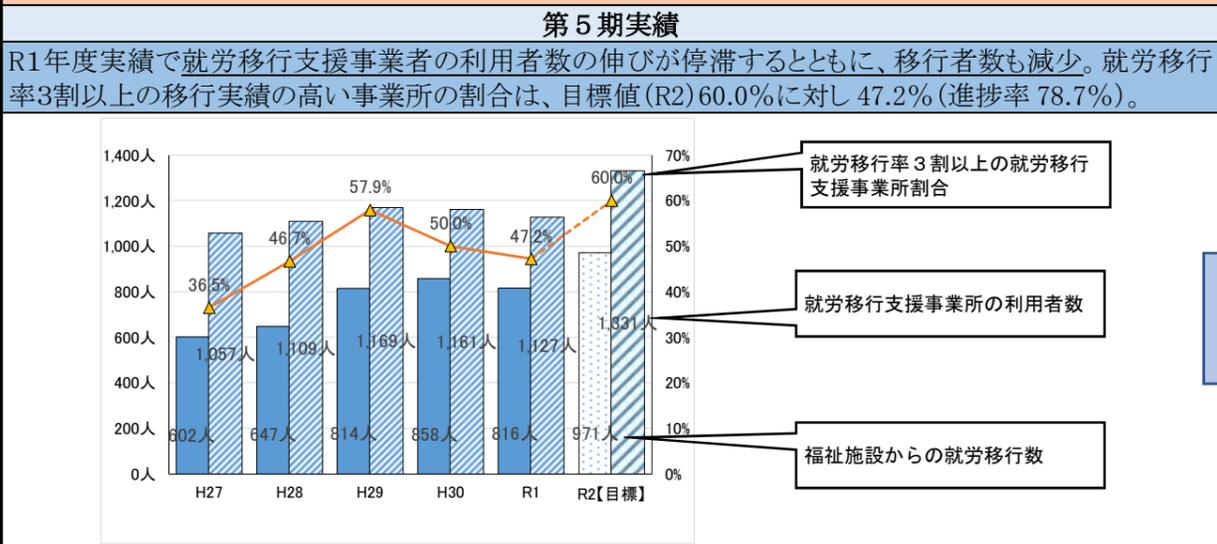
**第6期概要**

引き続き、地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、地域のニーズや課題に応え、障害児者やその家族が地域で安心して生活できる体制を確保するため、運用状況の検証・検討を行うことを新規成果指標として設定

主な成果指標	目標	目標に対する考え方
機能の充実に向けて、年一回以上の運用状況の検証・検討の実施	41市町	整備後も必要な機能の水準や充足状況の検証・検討を実施

主な取組	○地域生活支援拠点等整備の好事例の紹介、○拠点等の運用状況の検証等を通じた機能の充実
------	--

4 福祉施設から一般就労への移行等



**第6期概要**

一般就労への移行推進のため、引き続き移行者数の指標を設定するとともに、就労定着支援事業については、利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数に係る新規成果指標を設定

主な成果指標	目標	目標に対する考え方
福祉施設からの就労移行者数	1,040人 (R1実績の127%)	対前年度増加数が、第5期計画実績で年平均56人であることから、令和元年度実績816人に毎年当該人数を積み上げた1,040人とする(R1実績の127%)
一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合	70%	就労定着に有効な新サービスのため国指針並の70%以上を目指す
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合	80%	市町目標積上げが80%超であり国目標(70%)以上を目標とする

主な活動指標	○就労定着支援の利用者数、○福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導した福祉施設利用者数
主な取組	○県独自のジョブコーチ制度による就労・職場定着支援、○職場実習等を通じた事前のマッチング、○生活支援も含めた就職後の職場定着支援

第6期兵庫県障害福祉実施計画 主な成果指標

5 障害児支援の提供体制の整備等

第5期実績			
障害児に対する重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障害児・医療的ケア児への支援について、第5期計画で新たに成果指標を設定・推進			
主な成果指標		R1実績	目標
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	14市町	41市町
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	15市町	41市町
	医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	17市町	41市町
※いずれの指標も複数市町による共同設置や他市町の事業所利用可			
活動指標		R1実績	目標
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	9市町	33市町
*「医療的ケア児」:人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の総称			

第6期概要			
引き続き、重症心身障害児・医療的ケア児への充実支援を図るとともに、医療的ケア児への支援強化のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置を新規指標として設定			
主な成果指標		目標	目標に対する考え方
重症心身障害児・医療的ケア児への支援	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	41市町	身近な地域で支援を受けられるよう、全市町域に整備
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	41市町	
	医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	41市町	
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	41市町	適切な支援を受けられるよう全圏域・全市町に協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置
※いずれの指標も複数市町による共同設置や他市町の事業所利用可			
主な活動指標	○児童発達支援や放課後デイサービスの利用児童数・利用日数		
主な取組	○児童発達支援センター等の整備促進、○重症心身障害児を支援する通所事業所の整備促進、○【拡】圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置		

6 【追加】相談支援体制の充実・強化等

現状																							
<table border="1"> <caption>現状 (事業所数・従業員数)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基幹相談支援センター (設置市町)</th> <th>相談支援専門員数 (人)</th> <th>相談支援事業所 (事業所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>4</td> <td>218</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>14</td> <td>685</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>16</td> <td>780</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td>R1(実績)</td> <td>21</td> <td>868</td> <td>394</td> </tr> </tbody> </table>				年度	基幹相談支援センター (設置市町)	相談支援専門員数 (人)	相談支援事業所 (事業所)	H24	4	218	120	H29	14	685	358	H30	16	780	372	R1(実績)	21	868	394
年度	基幹相談支援センター (設置市町)	相談支援専門員数 (人)	相談支援事業所 (事業所)																				
H24	4	218	120																				
H29	14	685	358																				
H30	16	780	372																				
R1(実績)	21	868	394																				
*「基幹相談支援センター」:地域における相談支援の中核的役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業および身体障害者・知的障害者・精神障害者などにかかわる相談支援を総合的に行う機関																							

第6期概要			
1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が厳しい事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の充実・強化等をさらに推進			
主な成果指標		目標	目標に対する考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	41市町	41市町	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターを設置するなどの体制を全市町域で確保
主な取組	○基幹相談支援センター設置促進、○相談支援専門員の専門性を高める重層的な研修の実施		

7 【追加】障害福祉サービス等の質の向上

現状	
【障害福祉サービス等利用者の生活の質の向上に向けた研修】	
区分	R1実績
障害者等の権利擁護のための虐待防止研修の受講市町数	32市町
事業者向け集団指導の実施数(※コロナ禍のため県HPに資料掲載)	—
事業所内虐待防止研修の実施数	—
事業所内虐待防止委員会の設置	—
【障害福祉サービス等従事者の養成】	
区分	R1実績
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(研修受講者)	723人
相談支援従事者(研修受講者)	422人

第6期概要			
利用者の増加とサービスの多様化に伴い、事業者が提供するサービスの質の確保・向上に向けた取組や、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できる仕組みが必要。このため、県主催の研修会の受講や事業所内での虐待防止の取組を県独自の成果指標として設定			
主な成果指標		目標	目標に対する考え方
サービスの質の向上を図るための体制の構築	障害者等の権利擁護のための虐待防止研修の受講市町数	41市町	法令等に基づいた適切なサービス提供体制の確保に加えて、利用者の生活の質の向上に向けた取組を全市町、事業所で推進
	事業者向け集団指導の実施数	全事業所	
	事業所内虐待防止研修の実施数	全事業所	
	事業所内虐待防止委員会の設置	全事業所	
主な活動指標	○サービス管理責任者等研修(養成数)、○指導監査結果の関係市町との共有体制の確保		
主な取組	○障害福祉サービスと介護保険サービスをつなぐ研修会の実施、○障害者虐待防止研修の実施		